



産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮崎市吉村町久保田甲922番地1
氏 名 第一環境施設株式会社
代表取締役 石川 武則

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎市長 戸 敷 正



許 可 の 年 月 日 令和 2年9月18日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7年9月17日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処理業（破碎）
最終処分業（安定型埋立）

産業廃棄物の種類

（1）中間処理業に係るもの（破碎）

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く）、木くず、紙くず、繊維くず 以上4種類で石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

（2）最終処分業に係るもの

がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず 以上5種類でこれらのうち石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2 事業の用に供するすべての施設

第2面のとおり

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

第2面のとおり

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(中間処理業：破碎)

種 類	廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず
設 置 場 所	宮崎市高岡町上倉永字三升ノ木 1090 番 1
設 置 年 月 日	令和 2 年 7 月 20 日
処 理 能 力	4.6 t / 日 (8 時間)
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
処 理 方 式	一軸破碎機

(最終処分業：安定型埋立)

種 類	がれき類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず
設 置 場 所	宮崎市高岡町上倉永字三升ノ木 1085 番、1086 番、1087 番 1、1087 番 3
設 置 年 月 日	平成 30 年 7 月 24 日
処 理 能 力	埋立面積 13,909 m ² 埋立容積 98,800.7 m ³
許 可 年 月 日	平成 30 年 3 月 27 日
許 可 番 号	産廃 1703
処 理 方 式	サンドイッチ埋立方式

4 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 9 月 18 日 新規許可
 平成 28 年 12 月 15 日 変 更 届：代表者（柴田博文から石川武則へ）
 住所（宮崎市吉村町大町甲 1991 番地から
 宮崎市吉村町久保田甲 922 番地 1 へ）
 平成 30 年 9 月 18 日 変 更 届：埋立面積（11,290 m²から 13,909 m²へ）
 埋立容量（87,213.7 m³から 98,800.7 m³へ）
 令和 2 年 8 月 20 日 変更許可：中間処理業（破碎）の追加
 令和 2 年 9 月 18 日 更新許可